

認定考査試験

要件事実攻略レポート

こんにちは、コロ助です。

腕試しに認定考査の過去問を解いてみたものの、

「歯が立たない。。」

という人もいるのではないのでしょうか？

特に要件事実です。

ぼくも最初は要件事実が全然できなくてめちゃくちゃ焦りました↓

>>認定考査試験対策に励んでいます。【司法書士試験】

認定の要件事実の問題って事案がかなり複雑なんですよね。

それで、ぼくはどうやったら速く正確に要件事実の問題を解けるか

試行錯誤しました。

そして試行錯誤した結果、「攻略法（解き方）」を見つけ、**7位合格**を果たすことができました。

そこで、今回はぼくが見つけた認定の「要件事実攻略法」全部暴露します（←大げさすぎw）。

といっても、人によっては非効率な方法かもなので、**まず自分のやり方でやってみて、それで難しいと感じたら適宜ぼくのやり方を取り入れていく感じ**でいいと思います。

それでは、早速暴露していきます。

だいたい以下の手順で、ぼくは要件事実の問題を解いてました。

—————

1. 設問を読む
2. それぞれの「言い分」の最後を読む
3. 答案構成（的なこと）をする←ここが大事！
 - (1). 日付をマークしながら「言い分」を最初から最後まで読む
 - (2). 「日付が振られた事実」をピックアップ
 - (3). 言い分が双方で食い違う場合、その言い分をどちらが主張しているのか割り振る
 - (4). (3)の事実を時系列順に整理する
4. 設問と別紙、「3 で作った『答案構成』」を見ながら解答する

—————

このうち 1~3 を解説していきます。

なお、わかりやすくするためにぼくが実際に受けた平成 30 年の認定
考査試験を題材にしており、ネタバレを含む内容になっています。

その点はご了承ください。

1. 設問を読む

設問を一番最初にも読むべきなのは、「何が問われているのか」を分かったうえで問題を読んでいったほうが「答えるになるような箇所」を拾って読みやすいからです（司法書士試験に合格した方に言うことではありませんね(>_<))。

2. 双方の「言い分」の最後を読む

双方の「言い分」の最後を読むことで双方の言いたいことがだいたいわかります。

特に原告側の「言い分」の最後は大切です（H30 年の場合、ここを読むだけで訴訟物がわかります）。

そのため、別紙の「言い分」を読む際は、最初に双方の「言い分」の最後の行を読みましょう。

3. 答案構成（ここが大事！）

ぼくが認定の問題を解いて難しいと思ったのは、**事案が複雑で、かつ「時系列がバラバラ」**に出てくることでした。

そこでぼくは

1. 「日付」が出てきたら、まず日付に付随する事実をバーツと書き出す
 2. 書き出した事実を「時系列通り」に書き直す
- ということをしていました。

こんなふうに「答案構成的なこと」をやることで、**複雑な事例を整理できたため見落としがありませんでした。**

そのため、ほぼミスなしで解答できたんです。

ちなみに、これが平成 30 年認定試験の「答案構成」の完成形です↓

-
- 28.10.10 丙絵画売買 30万 X
 - 28.10.10 引き渡し X
 - 29.9.1 A死亡
 - 30.1.22 話を持ちかけられる
 - 30.2.1 売買代理権授与 X
 - 30.2.1 賃貸代理権授与 Y
 - 30.3.1 XZ 売買
 - 30.3.3 「買ってくれてありがとう」 X
 - 30.3.3 「売った覚えがない」 Y
 - 30.3.15 25万支払 X
 - 30.3.15 1円も受け取ってない Y
 - 30.3.30 支払い引渡登記期限
 - 30.3.30 相殺

こうやって整理したらめっちゃくちゃわかりやすくなります。

それでは、以上の答案構成を行う手順を詳しく解説していきます。

(1).日付をマークしながら「言い分」を最初から最後まで読む

先ほどの【2. 双方の「言い分」の最後を読む】を終えて、『双方の言いたいこと』をだいたいつかんだら、「言い分」を最初から読んでいきましょう。

その際は日付に印をつけながら読んでいってください。

(2)で「日付がついた事実」をピックアップするからです。

ちなみに、ぼくは以下のように「()」で日付をくくっていました。

例：(平成 30 年 1 月 22 日)

(2). 「日付が振られた事実」をピックアップ

日付にマークをつけて最後まで読んだら「日付が振られた事実」をすべてピックアップして行ってください。

※履行期限など「事実」でないものもありますが、説明を簡易にするために「事実」で統一します。

まず「Xの言い分」の中の「日付が振られた事実」を問題用紙の空いてるところにバーツと書き並べましょう。

すると、以下のようなになるはずです。

30.1.22 話を持ちかけられる

29.9.1 A死亡

30.3.1 XZ 売買

30.3.30 支払い引渡登記期限

30.2.1 売買代理権授与

30.2.1 賃貸代理権授与

30.3.3 「買ってくれてありがとう」

30.3.15 25万支払

28.10.10 丙絵画売買 30万

28.10.10 引き渡し

30.3.30 相殺

※到達主義のため、平成30年3月28日の「相殺の通知を発した事実」は省略

※「30.2.1 賃貸代理権授与」は微妙ですが、ぼくは本番このようにピックアップしてました。

事案を分かりやすくするための「構成」に過ぎないので、ぼくはこんなふうにごっかりした感じでピックアップしてました。

詳しく抜き出すより、ごっかり書いて詳しくは別紙を参照したほうが早いと思います。

実際に解答を書くときは、別紙の「言い分」から肉付けしていけばOKです。

次に先ほど書いた「Xの言い分上の『日付が振られた事実』」の下に
「Yの言い分上の『日付が振られた事実』」を続けて書いていきます。

30.1.22 話をもちかけられる

29.9.1 A死亡

30.3.1 XZ 売買

30.3.30 支払い引渡登記期限

30.2.1 売買代理権授与

30.2.1 賃貸代理権授与

30.3.3 「買ってくれてありがとう」

30.3.15 25万支払

28.10.10 丙絵画売買 30万

28.10.10 引き渡し

30.3.30 相殺

30.3.3 「売った覚えがない」

30.3.15 1円も受け取ってない

13

すると、以上のようになります。

以下の2つが新たにピックアップした事実です。

30.3.3 「売った覚えなし」

30.3.15 1円も受け取ってない

ご覧の通り、**Xの言い分に載ってる事実と重複してるものは抜き出
してません。**

なお、事実の下に書いた「13」という数字は『抜き出した事実の数』
です。

これは(4)で時系列順に事実を整理する際に、**書き漏れを防ぐため**
です。

ちなみに、こうやって『日付が振られた事実』をピックアップするのは理由があります。

そもそも、要件事実を特定する要素として「いつの時点の事実か」ということを明確にする必要があります。

「XはYに、令和2年5月7日、甲土地を代金100万円で売った」

上記のように、要件事実を書くときは「令和2年5月7日」という『日付』も示さないといけないんです。

なので、要件事実として書かないといけない事実には基本的に日付が振られています。

逆に言えば、「日付が振られてる事実」は要件事実になる可能性が高いんです。

なので、**抜き出した事実が要件事実として使う材料になります。**

また、抜き出した事実で要件事実として書いていないものがあれば、

「これはどこかで使うべき事実ではないだろうか？」

と疑うべきです（ぼくは疑ってました）。

(3). 言い分が双方で食い違う場合、その言い分をどちらが主張しているのか割り振る

次に、双方の言い分で食い違いがある場合、「その主張をしてるのがどちらなのか」をわかるように『X』、『Y』とピックアップした事実の横に書きます。

すると、以下のようになるでしょう。

30.1.22 話を持ちかけられる

29.9.1 A死亡

30.3.1 XZ 売買

30.3.30 支払い引渡登記期限

30.2.1 売買代理権授与 X

30.2.1 賃貸代理権授与 Y

30.3.3 「買ってくれてありがとう」 X

30.3.15 25万支払 X

28.10.10 丙絵画売買 30万 X

28.10.10 引き渡し X

30.3.30 相殺

30.3.3 「売った覚えなし」 Y

30.3.15 1円も受け取ってない Y

13

このようにすれば、

- Xだけが主張してる事実
- Yだけが主張してる事実
- 争いのない事実

が**一目瞭然**です。

こういった区分も意義があります。

たとえば、Xが主張する請求原因事実や再抗弁は、「**争いのない事実**」
と「**Xだけが主張してる事実**」で基本的に構成していくことになるか
らです。

ただ、「賃貸代理権授与」という事実を表見代理の要件事実として、
Xが主張することもあるのでケースバイケースです。

※「賃貸代理権授与」の話自体はXの言い分でも出てくるし、Xの言い分の6段落目冒頭で「仮に～」と予備的主張として表見代理っぽいことを言ってるので、「争いのない事実」としていいかもしれません。

(4). (3) の事実を時系列順に整理する

最後に、(3)の事実を時系列順に並び直します。

問題用紙の空いてるところに新たに書きましょう。

(先ほど示した「構成の完成形」↓)

28.10.10 丙絵画売買 30万 X

28.10.10 引き渡し X

29.9.1 A死亡

30.1.22 話を持ちかけられる

30.2.1 売買代理権授与 X

30.2.1 賃貸代理権授与 Y

30.3.1 XZ 売買

30.3.3 「買ってくれてありがとう」 X

30.3.3 「売った覚えがない」 Y

30.3.15 25万支払 X

30.3.15 1円も受け取ってない Y

30.3.30 支払い引渡登記期限

30.3.30 相殺

※書き終わったら、新たに書いた事実がちゃんと13個あるか確かめてください。

このように整理することで、『要件事実になるであろう事実』が「過去→現在」が一本で繋がり、事案が非常にわかりやすくなります。

ちなみに、

「30.1.22 話を持ちかけられる」

は要件事実になる事実ではありません。

しかし、最初に事実をピックアップするときはよくわからないので

「とりあえず日付がついてる事実は基本的に全部抜き出して、後から削る」

が正解だと思います。

以上がぼくがやってた要件事実の解き方（要件事実攻略法）です。

もう一度まとめます。

1. 設問を読む

設問を事前に把握することで、答えになる箇所を拾いやすくなる。

2. それぞれの「言い分」の最後を読む

それぞれの言い分がだいたいわかる。

特に原告の言い分は訴訟物特定のために重要。

3. 答案構成（的なこと）をする←ここが大事！

(1). 日付をマークしながら「言い分」を最初から最後まで読む

(2). 「日付が振られた事実」をピックアップ

(3). 言い分が双方で食い違う場合、その言い分をどちらが主張しているのか割り振る

(4). (3)の事実を時系列順に整理する

4. 設問と別紙、「3 で作った『答案構成』」を見ながら解答する

ぼくはこうやって解くことで取りこぼしを防げました。

でも、

「こんなめんどくさいことやってられるか！」

という人もいます。

解き方は本当に人それぞれです。

そのため、「参考程度」にしておいてください。

先ほども言いましたが、**まず自分のやり方で解いてみて、難しいと思
ったら適宜ぼくのやり方を取り入れていく感じ**でいいと思います。

とにかく最後まで読んでいただき、ありがとうございました。

コロ助

おまけ

ぼくが運営してる「[しれっとブログ](#)」の認定考査試験関連記事です↓

>> [認定考査試験対策に励んでいます。【司法書士試験】](#)

>> [認定考査試験を受けてきました。【司法書士試験】](#)

>> [認定考査試験に合格しました。【司法書士試験】](#)

>> [【なめると落ちる!】認定考査対策はこの勉強法でOKです【司法書士試験】](#)

【運営メディア等紹介】

・[しれっとブログ](#) (司法書士試験・予備試験メインの情報発信ブログ)

↑100記事ちょっとで月収80万円を超えたブログです。情報発信で人生をよりイージーモードにしたい人には参考になるかも？

・[しれっとチャンネル](#) (YouTube チャンネル)

↑声出しでやってます。「こんなクソ動画でもいいのかー」と思えて、YouTube を始めるハードルが下がるかも？

・ [コロ助【Twitter アカウント】](#)

↑もともとは愚痴を吐いていたプライベートなアカウントでしたが、いつのまにかつぶやきが仕事になり、毎回頭を捻ってツイートします。ただ、試験勉強以外に頭を使うのは嫌なので今は閲覧のみ。

・ [為せば成る！エクソロの司法試験・予備試験合格大作戦。](#)

↑しれっと運営してる司法試験ブログです(極秘事項w)。司法試験・予備試験を目指す人には参考になるかも？

・ [しれっとビジネス](#)

↑全然完成してないブログです。笑

7月の予備論文試験が終わったら「資格試験の情報発信法(ブログ運営・収益化)」の情報発信をこのブログでやっていきます。

情報発信初心者の方でも成果を出させる発信をしていくので、こちらもよろしくです<m()m>

メールはこちらです。

support@siretto.com